

災害にあったときの給付について

このたびの令和7年8月10日からの大雨により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

共済組合では、組合員、短期組合員、任意継続組合員（以下「組合員」といいます。）又は被扶養者が水震火災その他非常災害により住居・家財に損害を受けた場合の給付を行っていますのでお知らせします。

◇災害見舞金

<給付の対象となる方>

【住居】

令和7年8月10日からの大雨により、組合員の住居又は別居の被扶養者の住居が損害を受け、「り災証明書」の判定が「半壊」以上の判定（※）を受けた方。

（※）「準半壊」、「一部半壊」の場合

り災前の評価額と損害額により、損害割合が1/3以上の場合に支給対象となるため、別途確認書類が必要となります。

【家財】

令和7年8月10日からの大雨により、組合員、被扶養者及び別居の被扶養者の**全家財の3分の1以上の損害**を受けた方。

<支給額の算定方法>

り災時の標準報酬月額に次に掲げる表1又は表2の「損害の程度」の区分に応じた支給月数（上限は「住居」+「家財」で3カ月分）を乗じて算定します。

◎標準報酬月額は、共済組合が配付している「標準報酬 決定・改定通知書」等で確認できます。

○住居の損害の判断基準表（表1）

損 害 の 程 度	支給月数
① 住居の 全部 が損壊したとき。 ② 住居にこれと同程度の損害を受けたとき。	2 カ月
① 住居の 2分の1以上 が損壊したとき。 ② 住居にこれと同程度の損害を受けたとき。	1 カ月
① 住居の 3分の1以上 が損壊したとき。 ② 住居にこれと同程度の損害を受けたとき。	0.5 カ月 （上限）

○家財の損害の判断基準表（表 2）

損 害 の 程 度	支給月数
① 家財の 全部 が滅失したとき。 ② 家財にこれと同程度の損害を受けたとき。	2 カ 月
① 家財の 2分の1以上 が滅失したとき。 ② 家財にこれと同程度の損害を受けたとき。	1 カ 月
① 家財の 3分の1以上 が滅失したとき。 ② 家財にこれと同程度の損害を受けたとき。	0.5 カ月

<住居について>

現に組合員が生活の本拠として居住する建造物をいい、自宅、公務員宿舍、公営住宅、借家、借間等の別を問いません。ただし、普段使用していない別棟の離れ家、物置、門及び塀は住居には含みません。

また、別居の被扶養者がいる場合には、その住居も含まれます。

○住居にかかる「損害の程度」の判定

住居にかかる損害の程度は、市町村長等が発行する「り災証明書」の「被害の程度」を基本として判断します。（下表参照）

・り災証明書の「被害の程度」と災害見舞金の判定基準（令和 7 年 8 月 10 日からの大雨）

り災証明書 被害の程度（※）	災害見舞金判定
全壊	・ 全部損壊 標準報酬月額× 2 月
大規模半壊 中規模半壊	・ 1/2 以上損壊 標準報酬月額× 1 月
半壊	・ 1/3 以上損壊 標準報酬月額× 0.5 月
準半壊 準半壊に至らない（一部損壊）	・ り災前の評価額は、り災時の固定資産税評価調書の額と、また、損害額は、建築業者等による修繕見積書の額とし、その損害割合が 1/3 以上の場合に支給対象とする。 標準報酬月額× 0.5 月（上限）

※り災証明書の被害の程度は、内閣府が作成した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」により認定されますので、り災証明書の「**半壊**」は損害の程度が **2 分の 1 とはならない点**にご注意ください。

なお、別居の被扶養者がいる場合、組合員の住居と別居の被扶養者の住居の「り災証明書」のいずれかが「半壊」以上の判定の場合は、原則として組合員の住居と別居の被扶養者の住居のいずれか被害が大きい「り災証明書」の判定により、判断します。

<家財について>

住居以外の社会生活上必要な一切の財産をいいますが、原則、住居内にあるものに限られます。家財の詳細は、「家財（品目・品名）り災試算表」の品目をご覧ください。

また、家財には、組合員及びその被扶養者が社会生活上必要なものとして使用している自家用車両が含まれますのでご注意ください。（**農耕用車両・営業用車両は除く。**）

（家財に含まれないもの）

山林、宅地、田畑、貸家等の不動産及び現金、預貯金、有価証券、倉庫等に預けているもの 等

（1）家財にかかる「損害の程度」の判定

「り災状況申告書」と「家財（品目・品名）り災試算表」により損害の程度を判断します。

下式により算出した家財の「損害の程度」が 3 分の 1（33.4%）以上の場合に支給対象（表 2 参照）となります。

$$\text{「損害の程度」} = \frac{\text{組合員、被扶養者及び別居の被扶養者の家財の損害額（※1）}}{\text{組合員、被扶養者及び別居の被扶養者のすべての家財の額（※2）}} \times 100$$

（※1）家財の損害額は、廃棄・廃車する場合、購入時の金額。修理して使用する場合には、修理費と購入時の金額のいずれか低い方の額とします。

なお、購入時の金額が不明な場合には、再取得額を元に算定します。

（※2）家財の額は、原則としてすべて購入時の金額とし、購入額が不明の場合には、再取得額とします。

「再取得額」＝ 現時点において同程度の家財を購入する場合の額

（2）損害の換価の確認方法（確認書類）

以下①と②を照合して確認を行います。

① 「り災状況申告書」と「家財（品目・品名）り災試算表」

② 被災写真（廃棄処分等したことにより写真が未取得の場合は、その理由を記載した申立書を別途、提出してください。）

(3) 自家用自動車等の取扱い

組合員、被扶養者及び別居の被扶養者が社会生活上必要なものとして使用する車両は、家財に含みます。(農耕用車両、営業用は除く。)

なお、同一住居内に複数の組合員(他共済組合員を含む。)がおり、1台を共有して使用している場合は、その複数の組合員のそれぞれの家財に含むものとし、2台以上を使用している場合は、主として使用している組合員の家財に含みます。

【自家用自動車を含む家財に損害があった場合の算定例】

品 目		り災前の全家財の額	損害のあった家財の額	「損害の程度」
家具		650,000	250,000	$\frac{2,380,000}{6,680,000} \times 100$ $= 35.6\%$ 3 分の 1 以上の損害 → <u>支給月数 0.5 カ月</u>
家電		2,200,000	1,375,000	
衣類		800,000	150,000	
その他	自家用車	1,500,000	300,000	
	自家用車以外	1,530,000	305,000	
計		6,680,000	2,380,000	

【自家用自動車のみ に損害があった場合の算定例】

品 目		り災前の全家財の額	損害のあった家財の額	「損害の程度」
家具		650,000	0	$\frac{1,500,000}{6,680,000} \times 100$ $= 22.5\%$ 3 分の 1 未満の損害 → <u>支給対象外</u>
家電		2,200,000	0	
衣類		800,000	0	
その他	自家用車	1,500,000	1,500,000	
	自家用車以外	1,530,000	0	
計		6,680,000	1,500,000	

＜提出していただく書類について＞

（１）住居及び家財ともに請求する場合

太枠内の書類については、共済組合のホームページに様式があります。

必要書類等	備考
災害見舞金請求書	住居・家財の両方に損害を受けた場合には、１部で可。
り災状況申告書	り災状況申告書と家財（品目・品名）り災試算表は同じエクセルファイル内にあります。
家財（品目・品名） り災試算表	
り災証明書	写しの場合には、「所属所長の原本証明」で可。
被災箇所の写真	複数・多方面から撮影したものをお願いします。
被災住居の平面図	<u>被災箇所に印を付けて提出してください。</u>
住居の課税台帳記載 事項証明書等の写し (準半壊・一部損壊のみ)	住居の固定資産税評価額が判る書類で可。 全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊の場合は不要です。
住居の修理見積書の写し (準半壊・一部損壊のみ)	全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊の場合は不要です。
被災した家財の写真	家財（品目・品名）り災試算表の「損害額」に計上した品目についての写真
被災しなかった家財の写真	家財（品目・品名）り災試算表の「家財額」に計上した品目でかつ被災しなかった品目についての写真
以下自家用車が被災した場合に添付してください。	
自動車検査証等の写し	被災した自家用車の車種・型式・年式・使用者等が判る書類
登録事項識別情報等 通知書等の写し	自家用車を廃車したことが判る書類
自家用車の修理見積書の写し	自家用車の修理費用が判る書類

(2) 家財のみ請求する場合

太枠内の書類については、共済組合のホームページに様式があります。

必要書類等	備考
災害見舞金請求書	
り災状況申告書	り災状況申告書と家財（品目・品名）り災試算表は同じエクセルファイル内にあります。
家財（品目・品名）り災試算表	
被災証明書	写しの場合には、「所属所長の原本証明」で可。
被災した家財の写真	家財（品目・品名）り災試算表の「損害額」に計上した品目についての写真
被災しなかった家財の写真	家財（品目・品名）り災試算表の「家財額」に計上した品目でかつ被災しなかった品目についての写真
以下自家用車が被災した場合に添付してください。	
自動車検査証等の写し	被災した自家用車の車種・型式・年式・使用者等が判る書類
登録事項識別情報等通知書等の写し	自家用車を廃車したことが判る書類
自家用車の修理見積書の写し	自家用車の修理費用が判る書類

〔注意事項〕

上記書類をすべてご提出いただいた場合でも、支給要件に該当しないと判定したときは、災害見舞金は支給されませんのであらかじめご了承ください。

＜共済組合によるり災状況確認について＞

災害見舞金の支給に当たっては、下記の区分により、必要に応じて、組合員、所属所共済組合事務担当者及び共済組合担当職員の三者立会いのもと、被災現場において被害状況を確認させていただきますので、あらかじめご了承ください。

なお、状況確認を行う場合には別途連絡をさせていただきます。

家財 住居		住居の「損害の程度」			
		「全部」	「2分の1以上」	「3分の1以上」	「3分の1未満」
「損害の程度」	「全部」	×	△	○	○
	「2分の1以上」	×	△	○	○
	「3分の1以上」	×	△	△	△

区分「○」：状況確認あり、「△」：状況確認を行う場合あり、「×」：状況確認なし

＜留意事項＞

災害見舞金請求等については、給付事由の生じた日（＝り災した日）から2年間行わないときには、時効により消滅します。

些細なことでもすぐご相談ください！

組合員やご家族の病気、症状、高齢者のケア、妊娠、出産、育児、メンタルヘルスについて、いつでもお気軽にご利用いただける、電話相談・面談によるカウンセリングを実施しています。

健康・こころの相談ダイヤル **0120-475-478** (24時間・年中無休)

～電話健康相談～

みなさんの健康に関する不安や心配に電話でお応えします。

